

現行	改正後（案）
<p><u>（新設）</u></p> <p>（投下資本額の報告）</p> <p>第24条 （第1項省略）</p> <p>2 条例第12条第2項の規則で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 固定資産取得事業者が法人税法第126条第1項に規定する帳簿書類のうち固定資産台帳に登録した固定資産（当該認定事業計画に基づいて取得したものに限る。<u>次号</u>において同じ。）について、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 取得価額の減額（条例第9条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項に規定する助成金又は補助金等のうち脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるもの若しくは神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付する補助金について行う法人税法第42条から第44条までに規定する圧縮記帳による減額を除く。）をしたとき。</p> <p>イ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に規定する建物若しくは建物附属設備を同表に規定するこれら以外の種類のものに変更し、又は同令別表第2に規定する機械及び装置を同令別表第1に規定する建物若しくは建物附属設備以外の種類のものに変更したとき。</p> <p>ウ 当該固定資産台帳から削除したとき（耐用年数の経過により削除したものを除く。）。</p> <p>(2) 固定資産取得事業者が国税の調査（国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の2第1項に</p>	<p><u>（家屋及び償却資産の取得に要する費用の額）</u></p> <p><u>第13条の2 条例第2条第18号の規則で定める額は、信託財産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第3号に掲げるものに限る。）について同令第54条第1項第1号及び第2号（同条第2項の規定が適用される場合を含む。）の規定の例により算出した額（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。</u></p> <p>（投下資本額の報告）</p> <p>第24条 （第1項省略）</p> <p>2 条例第12条第2項の規則で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 固定資産取得事業者が法人税法第126条第1項に規定する帳簿書類のうち固定資産台帳に登録した固定資産（当該認定事業計画に基づいて取得したものに限る。<u>次号及び第3号</u>において同じ。）について、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 取得価額の減額（条例第9条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項に規定する助成金又は補助金等のうち脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるもの若しくは神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付する補助金について行う法人税法第42条から第44条までに規定する圧縮記帳による減額を除く。）をしたとき。</p> <p>イ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に規定する建物若しくは建物附属設備を同表に規定するこれら以外の種類のものに変更し、又は同令別表第2に規定する機械及び装置を同令別表第1に規定する建物若しくは建物附属設備以外の種類のものに変更したとき。</p> <p>ウ 当該固定資産台帳から削除したとき（耐用年数の経過により削除したものを除く。）。</p> <p>(2) 固定資産取得事業者が国税の調査（国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の2第1項に</p>

規定する法人税に関する調査をいう。)に基づく更正の処分を受けた場合において、前号の固定資産台帳に登録した固定資産について、同号アに規定する減額、同号イに規定する変更又は同号ウに規定する削除をしなければならないとき。

(新設)

(3) 条例第12条第1項に規定する報告に誤りのあることを理由として、市長が投下資本額の変更を求めた場合

規定する法人税に関する調査をいう。)に基づく更正の処分を受けた場合において、前号の固定資産台帳に登録した固定資産について、同号アに規定する減額、同号イに規定する変更又は同号ウに規定する削除をしなければならないとき。

(3) 固定資産取得事業者が取得した固定資産（第13条の2の規定により額を算出する固定資産に係るものに限る。）について、減価償却資産であるとして第1号の固定資産台帳に登録するものとした場合の同号アに規定する減額、同号イに規定する変更又は同号ウに規定する削除に相当する変更が生じたとき。

(4) 条例第12条第1項に規定する報告に誤りのあることを理由として、市長が投下資本額の変更を求めた場合